

第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定支援業務について、公募型プロポーザルにより、受託予定事業者を選定するために必要な事項を定める。

1 業務の概要

- (1) 業務の名称
第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定支援業務
- (2) 業務の内容
別紙1「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案見積限度額
総額 5,874,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
うち令和6年度分 3,267,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
うち令和7年度分 2,607,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加条件

- (1) 参加者の資格
 - ア 「7 参加申込書兼誓約書等の提出」に示す提出書類により、本実施要領及び仕様書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - イ 市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。
 - ウ 平成31年4月1日以降に、他の地方公共団体においてまちづくり推進計画又はそれに類する計画等の策定支援業務の実績があること。
- (2) 参加者の制限
 - 次の条件を全て満たす者とする。
なお、複数事業者が連携する場合は、グループ全員が次の条件を全て満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - オ 事業者及びその代表者が直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

- カ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。
- ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 応募及び各手続きの窓口

廿日市市地域振興部 地域振興課 地域協働係（廿日市市役所2階）

所在地 〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 (0829)32-3810 FAX (0829)32-1059

Eメール chiikishinko@city.hatsukaichi.lg.jp

4 選定スケジュール（予定）

内 容	期 限
公募開始（実施要領の配布）	令和6年6月3日（月）
質問書の提出期限	令和6年6月11日（火）午後5時
質問に対する回答	令和6年6月14日（金）まで
参加申込書兼誓約書等の提出期限	令和6年6月19日（水）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年7月1日（月）午後5時
選定委員会（プレゼンテーション）	令和6年7月9日（火）
審査結果の通知	令和6年7月10日（水）以降
契約の締結	令和6年7月中旬

5 実施要領の配布

(1) 配布開始日

令和6年5月6日（月）

(2) 配布方法

実施要領、提出書類の様式、その他公募に係る資料は、廿日市市のホームページ（<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>）からダウンロードすること。

※窓口での配布は行わない。

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 質問書の提出期限

令和6年6月11日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

様式3の質問書を3の応募及び各手続きの窓口まで電子メールで提出すること。

なお、電子メールを送信する際の件名は、「【事業者名】第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画策定支援業務に関する質疑について」とすること。

(3) 質問に対する回答

令和6年6月14日（金）まで

※市ホームページに掲載する。

(4) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に事業者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

7 参加申込書兼誓約書等の提出

参加申込書兼誓約書等の提出書類を持参又は郵送等の方法で提出すること。

(1) 提出期限

令和6年6月19日（水）午後5時（必着）

(2) 提出先

3の応募及び各手続きの窓口

(3) 提出書類

書類名	様式など
参加申込書兼誓約書	様式1 ※複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者（構成員）についても必要事項を記載すること。
事業者概要がわかるもの	パンフレット等（構成員分も必須）
財務諸表類 ※廿日市市入札参加資格者名簿に登録されている場合は提出不要	直前1年の事業年度についての「貸借対照表」、「損益計算表」等 ※入札参加資格に係る審査を申請する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表とする。
消費税及び地方消費税の納税証明書 ※廿日市市入札参加資格者名簿に登録されている場合は提出不要	・申請日から3か月前までの日以降に発行されたもの。 ・未納の税額がないことを証明したもの。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第9号その3、又はその3の3による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則別紙第9号その3、又はその3の2による納税証明書
業務実績書	様式2 ※平成31年4月1日以降、まちづくり推進計画又はそれに類する計画等の策定業務を受注した実績のうち、契約期間が直近のものから順に最大5件まで記載すること。

(4) 参加資格の取り消し

提出された書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。

8 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を、持参又は郵送等の方法で提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年7月1日（月）午後5時（必着）

- (2) 提出先
3の応募及び各手続きの窓口

- (3) 提出書類
提案者は、次の書類を紙媒体で提出すること。

書類名	様式など
企画提案申込書	様式4（1部）
企画提案書	任意様式（正本1部 副本8部） ※別紙2「企画提案書作成要領」の1～8の項目を、A4縦、両面印刷で20ページ程度で簡潔にまとめること。
見積書	様式5または任意様式（正本1部 副本8部） ・各業務に必要な経費を全て見積もること。 ・年度ごとの見積価格及び総額を明らかにすること。

※企画提案書及び見積書の副本8部については、提案者が特定できる内容は一切記載せず、後日、市が指定する名称（A社など）を使用すること。

- (4) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。

ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式6）を提出するものとする。

また、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の要件を満たさなくなった場合も、参加辞退届を提出するものとする。

- (5) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

エ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

9 ヒアリングの実施

提案者から提出された企画提案書等をもとに、実施要領等において定めた資格・要件が備わっているか等、必要に応じてヒアリングを実施する。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1) 実施日時
令和6年7月9日（火）とし、事業者ごとの実施時間は、後日通知する。
- (2) 出席者
1者3名以内とする。
※企画提案書の業務体制に記載されている業務執行責任者等の出席を基本とする。
- (3) 実施方法
企画提案書に基づき、1者概ね40分以内（説明20分以内、質疑応答概ね20分以内）で実施する。
- (4) その他
企画提案書により説明することとし、新たな資料による追加提案や追加資料の配付は認めない。

11 提案の審査及び受託予定事業者の決定

審査は、審査項目ごとの審査基準に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点（選定委員全員の合計点）を算出する。

(1) 審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準	配点
1 全般	本業務の目的、事業内容を理解した提案内容となっているか。	10 点
2 業務計画	仕様書を踏まえ、現実的かつ効果的な業務工程及び策定スケジュール案が設定されているか。	10 点
3 現状分析	廿日市市の協働によるまちづくりにおける現状や課題についての知見が豊富で、効果的な調査・分析が期待できるか。	10 点
4 会議等の企画・運営	各会議ごとの開催目的が明確で、次期計画策定における有用な意見の調査・分析及び計画への反映等が期待できるか。	10 点
5 次期計画案	次期計画の役割、位置付けが十分に理解され、読み手目線の明快な構成案（ページ割り等）となっているか。	10 点
6 業務体制	業務内容に応じた適正な実施体制となっており、的確かつ円滑に遂行できる体制が確保されているか。	10 点
7 業務遂行能力	まちづくり推進計画又はそれに類する計画等の策定業務の実績があり、本業務を適切に遂行する能力があるか。	20 点
8 自由提案	上記の内容以外で、本業務の目的等を踏まえ独創的かつ効果的な提案となっているか。	10 点
9 見積価格	10 点×最低提案金額／提案金額（小数点第1位を切り捨て）	10 点
合 計		100 点

※配点は、1人当たりの持ち点

(2) 受託予定事業者の決定方法

総合評価点が最も高い者を受託予定事業者とする。

※同点の場合は、「7 業務遂行能力」の合計点が高いものを上位とする。

(3) 審査結果の通知

令和6年7月10日（水）以降提案者全員に郵送で通知する。

また、審査結果の公表は、受託予定事業者の名称、提案事業者数、全提案者の総合評価点（受託予定事業者以外の提案者の名称は不開示として公開）について、市ホームページにより公表する。

(4) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。

イ 提出された企画提案書を審査した結果、総合評価点が満点の60%に満たない場合は、受託予定事業者として選定しない（参加事業者が1者である場合を含む。）。

ウ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

12 契約

(1) 契約の締結

受託予定事業者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和63年規則第13号）の定めるところによる。

13 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、受託予定事業者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

15 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加条件」を満たしていない者
- (2) 提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者
- (6) 提案上限額を越えて提案を行った者

16 著作権等

- (1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、市が必要と認めるときは、市は企画提案書の全部又は一部を参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。

- (2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、事業者の負担とする。
- (2) 受託予定事業者の決定後、契約締結までの間に、受託予定事業者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 参加申込手続及び提案手続で提出した書類に虚偽の記載をした場合は、指名除外を行うことがある。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、受託予定事業者の選定以外の目的で使用しない。
また、提案者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。
- (6) 契約締結後においても、受託者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、市は契約を解除することができる。
- (7) 業務の委託開始までの準備にかかる経費については受託予定事業者の負担とする。